

議案第21号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則の制定)

教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則の制定について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和5年5月11日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則

教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号）の施行については、個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則及び保有個人情報等の安全管理措置に関する規則の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則（平成5年横須賀市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正（令和3年法律第37号）に伴い、教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号）の施行に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定する。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則(抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

# 廃止

教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則

(個人情報管理責任者)

第1条 横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)第11条第4項に規定する個人情報管理責任者は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育委員会事務局等事務分掌規則(平成10年教育委員会規則第3号)第3条に規定する課長及び担当課長
- (2) 中央図書館長
- (3) 博物館運営課長
- (4) 教育研究所長
- (5) 市立学校設置条例(昭和39年横須賀市条例第39号)に規定する市立学校の校長及び園長

(準用)

第2条 前条に定めるもののほか、教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例の施行については、横須賀市個人情報保護条例施行規則(平成5年横須賀市規則第45号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日教規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月25日教規則第5号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月10日教規則第2号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月10日教規則第4号)抄

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。